

令和7年度（2025年度）介護支援専門員実務研修修了後の手続きについて

令和8年5月
熊本県認知症施策・地域ケア推進課

実務研修修了後、介護支援専門員として就業するためには、介護支援専門員の登録を行い、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。介護支援専門員の登録、介護支援専門員証の交付を申請する場合には、必要書類等を揃えて実務研修修了後に提出してください。

なお、介護支援専門員証の交付を申請せず、介護支援専門員の登録のみを行われる場合には、下表の「提出書類等」1に記載する書類等を提出してください。

提出日	<p>1 研修修了証明書の修了日が 令和8年6月19日（金）（予定）の方 登録及び専門員証の交付手続きを迅速に行うため、研修最終日以降、令和8年6月19日（金）までに必着するように、下表の「提出書類等」に記載する書類等を県認知症施策・地域ケア推進課（問合せ・書類送付先）に郵送してください。</p> <p>○下表の「介護支援専門員証の交付日・有効期間」に記載のとおり、「提出書類等」の到着日により、介護支援専門員証の交付日が異なることとなります。</p> <p>2 上記1以外の方（補講対象者等） 研修修了後、下表の「提出書類等」に記載する書類等を県認知症施策・地域ケア推進課（問合せ・書類送付先）に郵送してください。</p> <p>【ご注意ください1,2共通】</p> <p>○登録申請を実務研修修了証明書の修了日から3か月以内に行わなかった場合は、研修実績が無効となり、介護支援専門員の登録はできなくなります。</p> <p>○登録後直ちに業務に就かない場合には、登録だけを行い、介護支援専門員証交付を受けないことも可能ですが、登録後5年以内に<u>介護支援専門員証の交付</u>を受けない場合、介護支援専門員証の交付には、再研修の受講が必要となります。（現行制度）</p>
提出書類等	<p>1 介護支援専門員の登録に必要な書類等</p> <p>(1) 介護支援専門員登録申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 住民票抄本の原本（申請前6か月以内に発行のもの）1部 ※申請者本人分のみ記載のもので、世帯主・続柄・本籍地・筆頭者の記載は不要 ※登録の添付書類とする場合は、個人番号の記載がないものとし、個人番号の確認書類と兼ねる場合は、個人番号が記載されたもの ※熊本県内に住所を有する者で、住民台帳基本ネットワークを利用して県が情報を確認することに同意した場合は、住民票抄本原本の添付は不要です。</p> <p>(3) 個人番号（マイナンバー）の確認書類（次のうちいずれか一つ）</p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（表および裏）の写し・通知カード及び顔写真付き証明書（運転免許証等）の写し・個人番号が記載された住民票（原本）及び顔写真付き証明書（運転免許証等）の写し <p>○実務研修修了証明書の写しは、令和8年6月19日までに書類を送付される場合は、特例により省略可とします。 （修了日については、研修実施機関から提出される名簿で確認します。）</p>

	<p>2 介護支援専門員証の交付に必要な書類等</p> <p>※ 提出にあたっては、書類等に不備がないか確認してください。</p> <p>(1) 介護支援専門員証交付申請書（第6号様式）</p> <p>(2) 手数料：熊本県収入証紙2,300円分 ※収入証紙は、交付申請書（第6号様式）に貼付してください。 ※貼付する収入証紙の金種は自由ですが、合計額2,300円分としてください。多くても受け付けられません。 ※国の収入印紙ではありませんので、注意してください。</p> <p>(3) 証明写真1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm 裏面に氏名、生年月日を記入） ※申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽・正面・無背景・上三分身（胸から上）・カラーのもの。 ※写真は、介護支援専門員証に貼付しますので大きさは厳守してください。 ※小型の透明ビニール袋等に入れて、提出してください。</p> <p>(4) 個人番号（マイナンバー）の確認書類（次のうちいずれか一つ） ・個人番号カード（表および裏）の写し ・通知カード及び顔写真付き証明書（運転免許証等）の写し ・個人番号が記載された住民票（原本）及び顔写真付き証明書（運転免許証等）の写し ※今回、登録と同時に申請する場合は不要です。</p> <p>(5) 申請書等提出時のチェック項目シート ※必要事項にチェックを入れて提出してください。</p> <p>(6) 返信用封筒：長形3号(12cm×23.5cm)に460円分の切手を貼ってください。 ※介護支援専門員証作成後に簡易書留郵便で送付しますので、平日の昼間に確実に受け取れる宛先を記載してください。</p>
<p>介護支援専門員証の交付日</p> <p>有効期間</p>	<p>1 下記の（1）かつ（2）の要件に該当する方の交付日は、令和8年7月1日（水）の予定です。 （ただし、介護支援専門員証がお手元に届くのは7月末の予定です）</p> <p>(1) 令和8年6月5日（金）までに研修記録シートを一般財団法人保健福祉振興財団に提出し、実務研修修了証明書の修了日が令和8年6月19日（金）（予定）の方</p> <p>(2) 令和8年6月19日（金）までに提出書類等が熊本県認知症施策・地域ケア推進課に到着した方（必着）</p> <p>2 有効期間は、交付日から5年間です。（現行制度） （注）上記1に該当しない方の交付日は、令和8年7月16日以降となります。 （注）書類及び研修修了の確認後に介護支援専門員証を作成しますので、介護支援専門員証がお手元に届くまでには時間を要します。（書類の不備等により特段の時間を要しない限り、申請書受付から1～2か月程度で作成しお渡しできる予定です。）</p>
<p>問合せ・書類送付先</p>	<p>〒862-8570(県庁専用) 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班 TEL：096-333-2211（直通） ※個人情報を送付いただくので簡易書留で送付してください。</p>

《提出方法》

※下図を参考に、書類等一式を封筒に入れ郵送にて提出してください。

(折り曲げて提出されてもかまいません。)

